

## 二酸化炭素消火設備に関する 消防法令が改正されます

令和2年から3年にかけて相次いで発生した、全域放出方式の二酸化炭素消火設備による死傷事故を受け、消防法令の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されます。

### 【改正内容1】 ※全域放出方式の二酸化炭素消火設備に適用する

- 1 起動用ガス容器を設置すること。
- 2 起動装置に、「消火剤の放出を停止する旨の信号」を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設置すること。
- 3 自動式の起動装置は、2以上の火災信号により起動すること。
- 4 常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合、音響警報装置は音声によるものとする。
- 5 集合管又は操作管に閉止弁を設けること。
- 6 二酸化炭素の人体への危険性等を示した標識を設置すること。
- 7 工事・整備・点検等で防火区画内に立ち入る場合、閉止弁を閉止し、自動手動切替装置を手動状態に維持すること。
- 8 消火剤が放射された場合、防護区画内に立ち入らないようにすること。
- 9 制御盤付近に、設備の構造・工事・整備及び点検時にとるべき措置の具体的な内容、手順を定めた図書を備えること。

※ 上記5～9は、既存の建物に設置されている二酸化炭素消火設備に対しても適用されるため、令和5年3月31日までに措置しなければならない項目です。5の項目のみ、令和6年3月31日までの経過措置期間が設けられています。

### 【改正内容2】

上記改正のほか、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられている防火対象物は、消防設備士に点検させなければならなくなりました。



法令改正



運用基準



詳しくはこちら

## 【放出表示灯・標識・注意銘板の例】

二酸化炭素 充満  
危険・立入禁止

大きさ：縦 8 cm 以上  
横 28cm 以上  
地色：白色  
文字色：赤色（消灯時は白色）

### 防護区画等に設ける放出表示灯



この室は、  
二酸化炭素消火設備が設置されています。  
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。  
消火ガスが放出された場合は入室しないこと。  
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを  
確認すること。

大きさ：縦 20cm 以上  
横 30cm 以上  
地色：黄色  
文字色：黒色

### 防護区画等に設ける標識

危険  
ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷のおそれがあります。  
消火ガスが放出された場合は、退避すること。  
近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。

大きさ：縦 20cm 以上、  
横 30cm 以上  
地色：黄色  
文字色：黒色

### 防護区画等に設ける注意銘板①

### 防護区画等に設ける注意銘板②

危険  
ここには、二酸化炭素消火設備が設置されています。  
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。  
消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。  
放送の指示に従い室外へ退避すること。

大きさ：縦 27cm 以上  
横 48cm 以上  
地色：黄色  
文字色：黒色

### 防護区画等に設ける注意銘板③

詳しくはこちら



ガイドライン

#### 連絡先

岩国市愛宕町一丁目 4 番 1 号  
岩国地区消防組合消防本部  
予防課建築設備係  
TEL 0827-31-0196  
FAX 0827-31-0119  
MAIL setsubi@iwakuni-fd.or.jp